

未整備の区画街路の検討について

令和8年9月18日

江戸川区

東京都、特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、優先的に整備すべき路線を定めた「都市計画道路の整備方針(事業計画)」を4回にわたり策定し、整備を進めてきました。

こうした中、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」の計画期間が令和7年度までとなっていたことから、令和8年3月に「東京における都市計画道路の整備方針」(以下、整備方針)を策定しました。しかしながら、整備方針の中では、都市計画道路の種別のうち、幹線街路※¹は必要性の検討対象でしたが、区画街路※²は検討の対象外となりました。

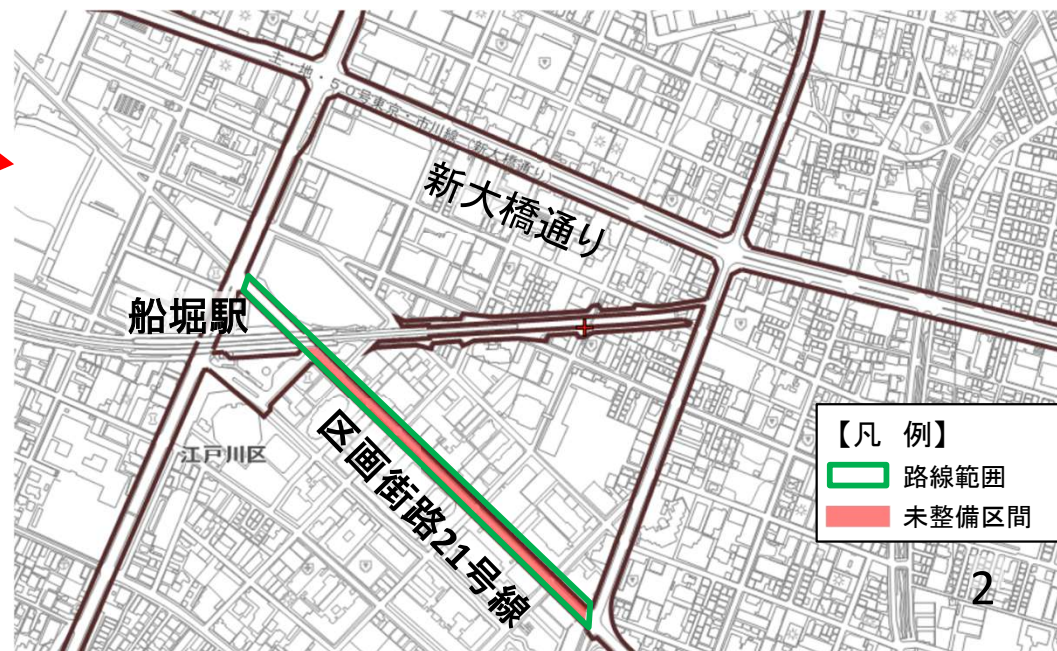
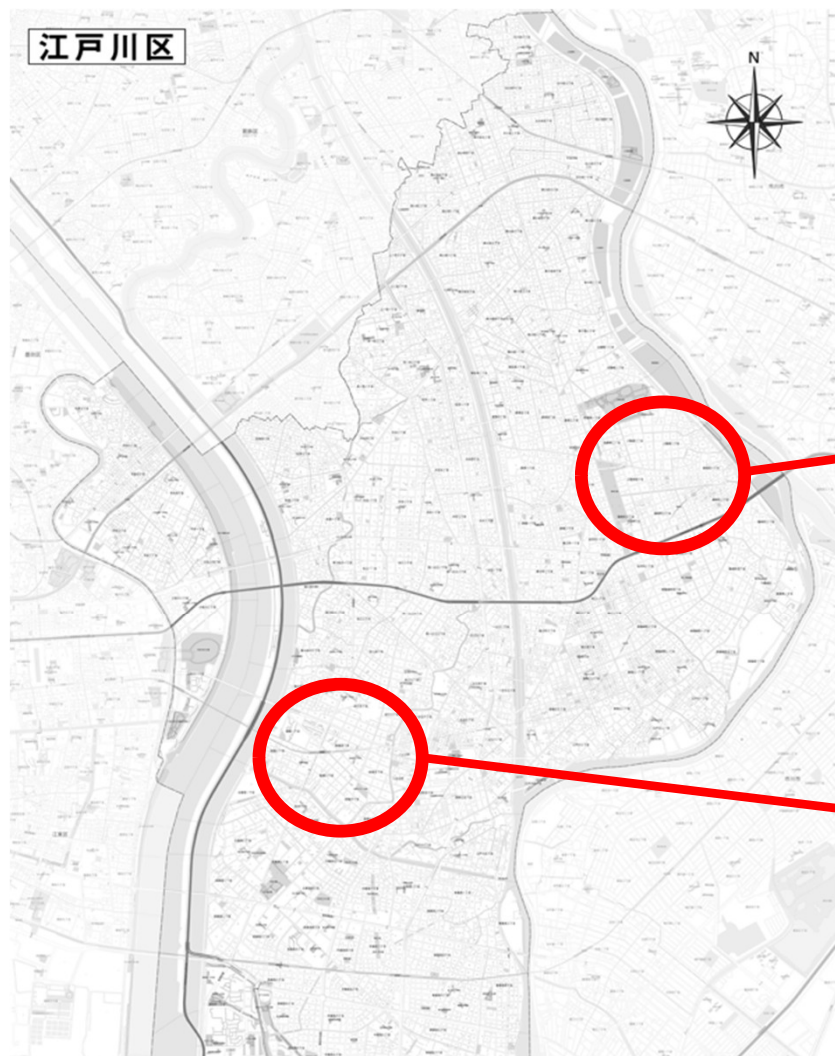
そこで、江戸川区は「区画街路に関する江戸川区検討会」を設置し、整備方針の考え方を参考にしながら、区内に残る未整備の区画街路について必要性を検討しました。

後述に、必要性の検討結果と必要性が確認されなかった路線の対応方針、今後の進め方について記載しております。

※1:都市内におけるまとまった交通を受け持つ道路のことです。

※2:街区内の交通を集散させ、街区や宅地の外側を形成する日常生活に密着した道路のことです。

未整備の区画街路



未整備の区画街路は区画街路21、22、25号線の3路線あります。いずれの路線も一部区間が未整備となっています。

【凡 例】	
	路線範囲
	未整備区間

未整備の区画街路 必要性の検証

未整備の区画街路の必要性を検討するにあたって、「東京における都市計画道路の整備方針」(令和8年3月,東京都・特別区・26市2町)の必要性の検証項目を準用しました。

また、区画街路は日常生活に密着した道路という性質があるため、「地域に関わる項目」を用いて検証することとしました。

必要性の検証項目



基本目標		都市の強靱化 …防災・輸送…	人やモノの自由な移動 …活力・競争力…	安全で快適な道路空間の創出 …憩いにぎわい…	都市環境の向上 …景観・緑…
検証項目					
都全域に関わる項目	1 骨格幹線道路網の形成	●	●	●	●
	2 交通処理機能の確保		●	●	●
	3 物流ネットワークの形成	●	●	●	●
	4 広域的な災害対応機能の強化	●			
	5 延焼遮断機能の向上	●			
地域に関わる項目	6 持続可能な地域公共交通等の実現		●	●	●
	7 つながり・まとまる緑豊かな空間の創出				●
	8 あらゆる災害に対する地域の防災力向上	●			
	9 命を守る道路ネットワークの形成			●	
	10 地域の魅力的な拠点の形成		●	●	●

未整備の区画街路 必要性の検証

必要性の検証に用いる評価指標

検証項目		評価指標
都全域に関わる項目	1 骨格幹線道路網の形成	・ 骨格幹線道路に該当する都市計画道路
	2 交通処理機能の確保	・ 将来の交通量が6,000（台/日）以上見込まれる都市計画道路
	3 物流ネットワークの形成	・ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）に該当する都市計画道路 ・ 広域道路ネットワークに該当する都市計画道路
	4 広域的な災害対応機能の強化	・ 緊急輸送道路に該当する都市計画道路 ・ 広域防災拠点へのアクセスルートとなる都市計画道路 ・ 都県境に位置する都市計画道路
	5 延焼遮断機能の向上	・ 延焼遮断帯に該当する都市計画道路
地域に関わる項目	6 持続可能な地域公共交通等の実現	・ 地域公共交通等の導入が望ましい地域にある都市計画道路（公共交通空白地域に位置する道路 など） ・ 自転車が利用しやすい空間を備えるべき都市計画道路（自転車通行空間に関する計画に位置付けがある道路 など）
	7 つながり・まとまる緑豊かな空間の創出	・ まとまった緑同士を街路樹等で結ぶ緑豊かな都市計画道路（一定規模（2ha以上）の緑地等を連絡する道路 など） ・ 緑と水のネットワーク形成に寄与する都市計画道路（緑の基本計画等に位置付けがある道路 など）
	8 あらゆる災害に対する地域の防災力向上	・ 災害対応の際に機能する都市計画道路（土砂災害警戒区域等が被災した際にう回路となる道路 など） ・ 地域住民の避難経路となる都市計画道路（緊急輸送道路と避難所等を結ぶ道路 など）
	9 命を守る道路ネットワークの形成	・ 身近な歩行者空間の安全性向上に資する都市計画道路（ゾーン30周辺や通学路となっている道路 など） ・ 円滑な救急搬送を支える都市計画道路（第二次及び第三次救急医療施設へのアクセスに資する道路 など）
	10 地域の魅力的な拠点の形成	・ 個性あるまちづくりに寄与する都市計画道路（各区市町の都市計画マスタープランに位置付けられている道路、駅前広場、地域の拠点、観光スポット等にアクセスする道路 など）

各路線を上記の「地域に関わる項目」を用いて検証した結果、区画街路21、22号線が項目9に該当しておりました。また、区画街路25号線はいずれの項目にも該当しませんでした。

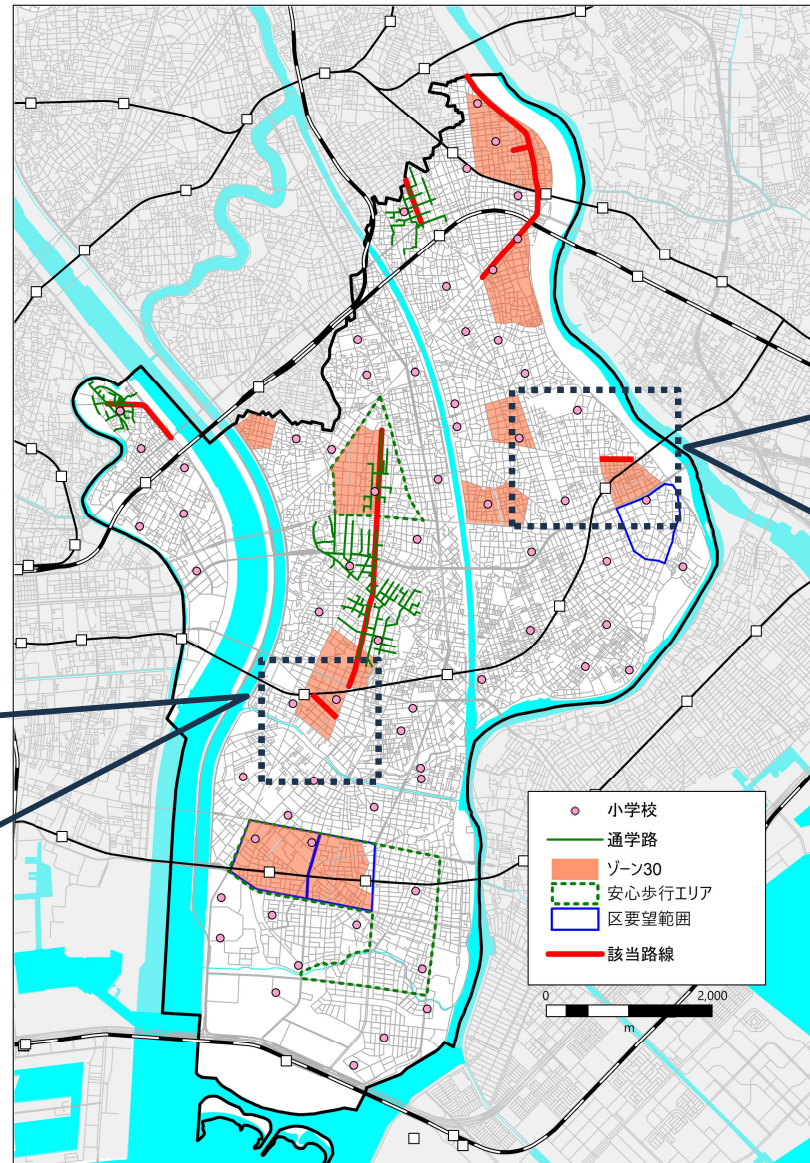
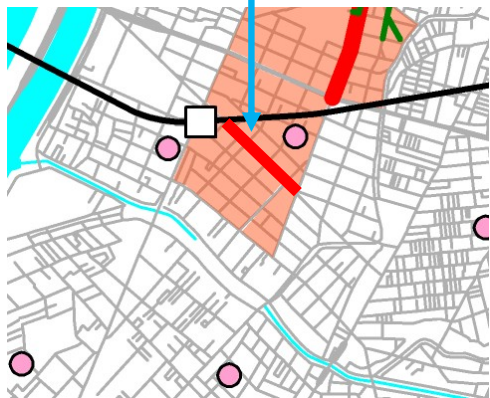
出典：「東京における都市計画道路の整備方針」（令和8年3月,東京都・特別区・26市2町）

項目9 命を守る道路ネットワークの形成

指標の内容

ゾーン30指定エリア内
を通過する、または、
指定エリアの外周部に
位置する街路
小学校への通学路に
指定されている街路

区画街路21号線

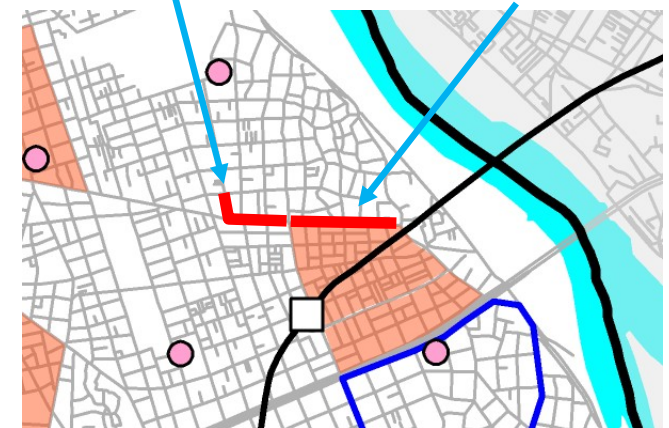


該当路線名

区画街路21号線
区画街路22号線

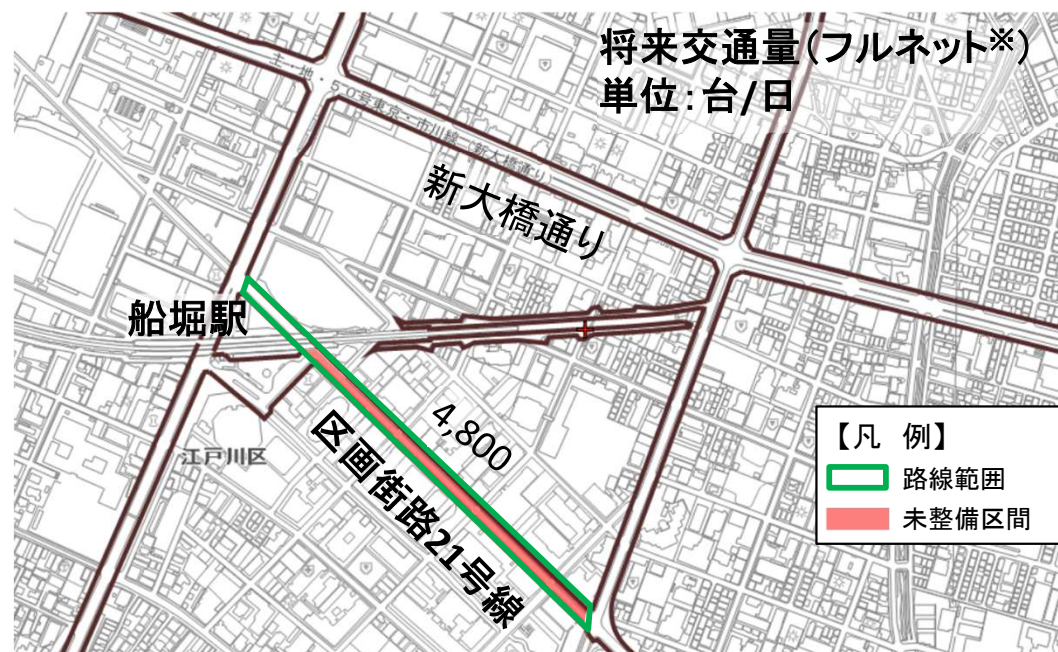
区画街路25号線

区画街路22号線



将来交通量について

必要性の検証に合わせて、「令和7年度江戸川区将来交通量推計業務委託」(江戸川区)で実施した推計結果にて、将来交通量の確認をしました。結果は下記のとおりとなりました。



※: 区内の都市計画道路がすべて完成した状態のことです。

区画街路21号線: 4,800台/日

区画街路22号線: 3,500台/日

区画街路25号線: 300台/日

検討結果まとめ

必要性の検討及び将来交通量の確認の結果をまとめました。検討結果をもとに、
「区画街路に関する江戸川区検討会」の中で、今後の方針等について審議しました。

【参考】

路線名	区間	必要性の検証項目					将来交通量 (台/日)
		持続可能な 地域公共交通等の実現	つながり・ま とまる緑豊かな空間の創出	あらゆる災害 に対する地域の 防災力向上	命を守る道路 ネットワーク の形成	地域の魅力的な拠点の 形成	
区画街路21	都営新宿線高架下 ～補289				○		4,800
区画街路22	補288 ～篠崎街道				○		3,500
区画街路25	補286 ～鹿骨街道						300

検討の結果、必要性が確認された区画街路21、22号線は計画を存続することとしました。
なお、区画街路21号線、22号線については、今後、周辺のまちづくりや地区計画等の進捗を踏まえ、
整備手法や時期について検討していきます。

必要性が確認されず将来交通量も少ない区画街路25号線は計画を廃止することとしました。
また、東西区間は現況道路として既に整備されており、都市計画道路として位置付けなくても
道路機能に影響はないことから、区画街路25号線全体を廃止する方針で整理しました。

区画街路25号線の廃止スケジュール（予定）

都市計画変更の流れ・手続き

令和8年10月
都市計画法 16条

都市計画
原案
説明会

住民の皆様からの
意見をお伺いします

意見の反映

令和9年1月
都市計画法17条

都市計画
案
公告・
縦覧

意見書が
提出できます

令和9年3月

江戸川区
都市計画審議会

令和9年4月

都市計画決定（廃止）
告示・縦覧

※：協議等の状況によって、スケジュールが変更になる場合があります。

検討の結果、必要性が確認された区画街路21、22号線は計画を継続します。整備手法やスケジュールについては今後検討していきます。

必要性が確認されなかった区画街路25号線は計画廃止の手続きを進めます。

まずは、住民の皆様からのご意見をお伺いするために、説明会を実施します。詳細についてはホームページや広報等にて周知いたします。

この資料に関してご不明点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【事務局】

土木部 計画調整課 計画係 ☎03-5662-8389

受付時間 午前9時～午後5時（月曜日～金曜日（祝日を除く））